

# 都市再生整備計画(第12回変更)

たなぶ  
田名部まちなか地区  
(地方再生コンパクトシティ)

青森県 むつ市

令和7年2月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォーカブル推進事業	□

## 都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	青森県	市町村名	むつ市	地区名	たなべまちなか地区	面積	40 ha
計画期間	平成 27 年度 ~ 令和 11 年度	交付期間	令和 元 年度 ~ 令和 5 年度				

### 目標

目的 人口減少下でも持続可能な街にする

目標1 歩いて暮らせる環境整備を進める

目標2 歴史的資源を活用した魅力あるまちづくりを進める

### 目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の考え方を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)

むつ市計画区域は非線引き都市計画区域であり、白地地域におけるスプロール化が制限されていない状況となっていた。

このような中、立地適正化計画を策定し、その実効性を高めるため、白地地域において一定以上の店舗等の郊外進出抑制を目的とした特定用途制限地域を指定し、また、立地適正化計画における住宅地開発抑制エリアを踏まえ、宅地開発の抑制を目的とした全国初となる居住調整地域を指定するなど、用途地域外縁部の土地利用規制を行い、市街地拡大の抑制を図るとともに、コンパクトシティ実現に向けたエリアを明確化し、整備の重点エリアとして『むつ中心都市拠点地区』を位置づけた。この地区では、3つのエリアでそれぞれの特性に合わせた官民連携を軸とした事業を展開し、安心して暮らしやすくコンパクトなまちを目指していくこととしている。

本地区は、老朽化した商業施設や空き店舗の増加などにより商店街としての賑わいが失われつつあるが、子どもから高齢者までが歩きやすいよう歩行空間と公園・広場整備をすることで、まちの回遊性を高め、官民連携による民間のノウハウを活用した新たな賑わいや、創業支援による新たな雇用と稼ぐ力を創出し、まちなか居住の促進と波及効果を生み出しながら中心市街地の再生を目指していく。

### まちづくりの経緯及び現況

#### 1. 地区の現況

下北地域の商業の中心として発展してきた中心市街地田名部地区は、来街者の減少や空き店舗、空き地の増加など、活力・魅力が失われてきている。しかし、病院、歯科医院、老朽化しているものの大規模店舗が立地し、公共バスの結節点であるなど重要な都市機能施設が、今なお集積している。そのため、周辺住民にとって重要な地区となっている。

また、平成13年に策定された中心市街地活性化基本計画(旧法による)により、産業会館であるむつ来さまい館が整備され、市民交流イベント等には活用されているものの、活性化には十分な活用がされていない。

#### 2. まちづくりの経緯

市事業だけでは十分な事業効果が発揮されなかったことを反省し官民連携を第一に考え、人口減少や超高齢化社会を見据え、田名部祭りが息づく当地区が、利便性の高い都市として持続可能であり続けるための方策について、平成23年度から検討を始めた。なお、中心市街地田名部地区の中でも特にNPOや商店街振興組合による活動が行われている地区を【田名部まちなか】として位置づけたところである。

#### 3. 活動状況

官民連携組織として、都市再生特別措置法に基づく都市再生協議会となる「田名部まちなか再生協議会」を設置し、都市環境改善等のまちなか再生について協議している。

また、平成25年6月、商工団体や民間企業、有志による民間まちづくり会社「田名部まちづくり株式会社」が設立され、都市再生推進法人として指定したところである。同社では、田名部地区の再生を目指し、「高齢者等の住環境にふさわしいエリア構築」をコンセプトに、老朽化が著しい既存大型店のダウンサイジングや地域交通バスのハブ化、空き店舗のリノベーション等の都市開発事業の展開を検討しているところである。なお、市全域でのまちづくり活動を推進するため、令和4年1月に「むつまちづくり株式会社」に名称を変更した。

このよう中、市はまちなか居住推進を目的として、今後の民間事業とのタイアップや乱開発の防止を踏まえながら、地区内の広大な遊休地である鉄道駅跡地を、市街地及び周辺に点在する老朽化した公営住宅を集約するため、「(仮称)田名部まちなか団地整備事業」として事業を進めているところである。

これらの活動状況を地区のまちづくり計画として、都市再生協議会では都市再生整備計画案や地区計画などを組込んだ【官民連携まちづくり計画案】として策定している。

#### 4. 本計画の役割

本計画を、市による地区まちづくり計画へと位置付け、官民事業の詳細な事業組立へつなげ、民間をバックアップし、官民連携を進捗させるものである。

### 課題

1. 都市再生推進法人が、市と連携する法人であることの認知度が低いため、事業進捗などの場面で支障が生じている。

2. まちなか居住を進めるため、歩行者ネットワークを改善し、歩いて暮らせる環境づくりが必要である。

3. 代官山公園の歴史的魅力の発信が不十分である。

### 将来ビジョン(中長期)

#### 【むつ市長期総合計画】

・地域の個性を活かした特色あるまちづくりにおいて、まちづくりと一体となった商業空間の整備促進を図り、公共交通機関の機能強化を促進するとしている。また、空き地・空き店舗を活用した新規事業など、様々な取組への支援を行うとしている。

#### 【むつ市都市計画マスターplan】

・【下北の商業の拠点を担う、伝統とにぎわいの中心地】とした地域づくりのテーマが掲げられており、空洞化している中心市街地の活性化を図る必要があるとされている。

都市構造再編集中支援事業の計画						
都市機能配置の考え方						
<p>・本地区は病院、歯科医院、商業施設、保育園等の都市機能施設が立地し、バスターミナルといった公共交通の結節点でもあり、空き店舗、空き地の増加や来街者の減少により、まちの活力・魅力が衰退している中でも、商店街を中心とした経済機能や交通機能を充実させ、中心市街地の活性化と再生に必要な都市機能の維持を図る。</p> <p>・Park-PFIを軸とした官民連携による公園の再生と創業支援の事業を展開することで、賑わいの創出と民間の稼ぐ力により、中心市街地の活性化と再生を目指す。</p> <p>・むつ市公共施設等総合管理計画に基づく公営住宅の集約化に伴い、多世代居住による人口増加を狙い、居住環境の充実、人口密度の維持を図る。</p> <p>・本地区における賑わいの創出につながる回遊性を確保するため、都市再生特別措置法第109条の第4項に規定する立地誘導促進施設協定等を活用し、地区内の都市の利便増進に資する機能の充実を図る。</p>						
都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方						
<p>Park-PFIを軸とした代官山公園の再生整備と、立地誘導促進施設協定を活用した都市のスponジ化対策、空き店舗での開業に向けた支援や創業相談会の開催などの創業支援による雇用施策の展開、公営住宅の集約化に伴う田名部まちなか住宅の整備、これに加え民間事業として、都市再生推進法人であるむつまちづくり株式会社が本地区に立地する老朽化したバスターミナルなどの施設を解体し、跡地においては、地区で不足している社会福祉施設を整備する。また、まちの回遊性を確保するために、民間事業と連動した歩行者通路の整備を行う。</p>						
都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等						
一体型滞在快適性等向上事業の計画						
滞在快適性等向上区域の考え方						
<p>田名部駅通り商店街を拠点とし、北はコモンズ協定を活用して本事業により整備する「柳町第一田名部小学校地区広場」、西はPark-PFIの活用により新たにぎわい創出に取り組む「代官山公園」、南は多くの飲食店街が建ち並ぶエリア、東は市内の市営住宅を集約する「田名部まちなか住宅」を取り囲む区域を滞在快適性等向上区域に設定し、建物低層部のオープン化や民地のオープンスペース化等による滞在・交流空間の創出により、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進する。</p>						
滞在快適性等向上区域での取組						
<p>田名部駅通り商店街に立地する商業施設の1階部分をガラス張り化するとともに、建物内部にオープンスペースを確保し、建物の内外が一体となった空間を形成することで、新たな賑わいとコミュニティの創出を図る。</p> <p>民地のオープンスペース化により、歩行空間と一緒にした空間を形成することで、賑わいの創出や快適性の向上を図る。</p>						
目標を定量化する指標						
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値
田名部まちなか地区居住誘導区域人口密度	人/ha	田名部まちなか地区居住誘導区域の人口密度	歩いて暮らせる魅力あるまちづくりを進めることで、まちなか居住を推進し、地区内の人口密度を維持する。	20.9	H29	20.9
田名部地区居住誘導区域宅地評価額	円/m <sup>2</sup>	田名部地区居住誘導区域の宅地評価額	魅力ある都市空間の整備によるエリア価値の向上を図ることで、地区的宅地評価額を維持する。	9,548	H29	9,548
田名部まちなか地区歩行者通行量	人/日	平日の田名部駅通り商店街の歩行者通行量	官民連携による滞在・交流空間の創出により、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進し、歩行者通行量の増加を図る。	528	H30	792

## 都市再生整備計画の整備方針等

様式(1)-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【歩いて暮らせる環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園「代官山公園」は、中心市街地である田名部地区と小川町地区との結節地点にある。この公園を改修整備することにより、回遊性を持たせ、歩くことによる健康なまちづくりを推進するとともに、田名部まちなか地区の魅力を向上させるものである。なお、本市は全国における平均寿命が、男性がワースト8位、女性がワースト16位（2010年）となっている。</li> <li>・都市再生推進法人による商業施設やバスタークニナルの改修が行われる田名部駅通り商店街と多くの飲食店や田名部神社が立地する飲食店街をつなぐ歩行空間を整備し、まちの回遊性向上を図る。</li> <li>・建物低層部のオープン化や民地のオープンスペース化等による滞在・交流空間の創出により、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進する。</li> </ul>	<p>公園（代官山公園）</p> <p>高質空間形成施設（歩行空間）</p> <p>一体型滞在快適性等向上事業</p>
<p>【歴史的資源を活用した魅力あるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南部藩代官所があった都市公園「代官山公園」において、誰もが気軽に歩いて訪れることができる環境や歴史を紹介する情報板を整備することで、代官所跡地として親しまれてきた代官山公園の魅力の向上を図る。</li> </ul>	<p>公園（代官山公園）</p> <p>情報板整備事業</p>
<p>【空き地や空き家を活用した地域コミュニティの創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の活性化対策のため、都市再生特別措置法第109条の2第1項に規定する立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）を活用し、地域コミュニティ活動や文化的活動の場として整備することで、まちの賑わいを創出する。</li> </ul>	地域生活基盤施設（広場）
<p>その他</p> <p>【まちづくりへの住民参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生特別措置法に基づく都市再生協議会である「田名部まちなか再生協議会」において、都市環境改善についての協議を継続中である。</li> <li>・「田名部まちなか再生協議会」で策定した「田名部まちなか地区官民連携まちづくり計画素案H26.3」に記載された事業については、官民連携が見込まれるものについて、実施に向けた検討を行う。</li> </ul> <p>【官民連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人として、「田名部まちづくり株式会社」を指定したことにより、市のまちづくりのパートナーとして位置づけ、円滑な事業展開を図ることとしている。なお、同社は市全域でのまちづくり活動を推進するため、令和4年1月に「むつまちづくり株式会社」に名称を変更した。</li> <li>・市による歩行空間の整備と、民間による建物低層部のオープン化や民地のオープンスペース化を一体的に行うための検討を行う。</li> </ul>	

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(都市構造再編集中支援事業)

様式(1)-④-1

交付対象事業費	151.0	交付限度額	74.9	国費率	0.496
---------	-------	-------	------	-----	-------

(金額の単位は百万円)

基幹事業 事業 細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体会事業費	交付期間内事業費	交付対象事業費		費用便益比B/C		
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分			
道路															
公園	代官山公園	むつ市	直	A=1.7ha	R1	R5	R1	R5	91.8	91.8	91.8	91.8	—		
古都保存・緑地保全等事業															
河川															
下水道															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設	柳町第一田名部小学校地区広場	むつ市	直	A=775m <sup>2</sup>	R2	R2	R2	R2	6.0	6.0	6.0	6.0	—		
高質空間形成施設	歩行空間	むつ市	直	L=72m	R4	R5	R4	R5	53.2	53.2	53.2	53.2	—		
高次都市施設 地域交流センター															
観光交流センター															
テレワーク拠点施設															
賑わい・交流創出施設															
子育て世代活動支援センター															
複合交通センター															
誘導施設 医療施設															
社会福祉施設															
教育文化施設															
子育て支援施設															
元地の管理の適正化															
基幹的誘導施設															
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
住宅街区整備事業															
バリアフリー環境整備事業															
優良建築物等整備事業															
住宅市街地総合整備事業															
街のみ環境整備事業															
住宅地区改良事業等															
都心共同住宅供給事業															
公営住宅等整備															
都市再生住宅等整備															
防災街区整備事業															
復興促進事業															
エリア価値向上整備事業															
こどもまんなかまちづくり事業															
合計										151.0	151.0	151.0	0.0	151.0	—

統合したB/Cを記入してください

提案事業 事業 細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体会事業費	交付期間内事業費	交付対象事業費		…A		
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分			
地域創造支援事業															
事業活用調査															
まちづくり活動推進事業															
合計										0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	…B



## 協定制度等の取り組み

### 官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度									
				制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用地利活用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 一体型滞在快適性等向上区域	制度別詳細8 都市公園占用許可特例(法第46条第21項第1号)	制度別詳細9 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号)	制度別詳細10 普通財産の活用協定(法第46条第14項第1項第2号)
1	●官民が連携したオープン化の推進 商業施設(スーパー・マーケット)のリニューアルに伴い、建物内外の一部オープン化と沿道1階部分のガラス張り化や修景整備を行う。 また、老朽化の著しいバスター・ミナルや隣接する空き家の除却による誘導施設等の整備に伴い、市が整備する歩行空間に隣接する部分のオープンスペース化を行う。	R3～R11	むつまちづくり株式会社 (都市再生推進法人・一体型滞在快適性等向上事業実施主体)							○			
2													
3													
4													
5													

### 滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 〔滞在快適性等向上区域〕 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 〔滞在快適性等向上区域〕 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号)	制度別詳細13 〔滞在快適性等向上区域〕 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1					

## 制度別詳細7(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

R2追記様式

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】					制度の活用計画
事業番号	事業内容	事業期間	事業主体	事業の詳細	
1	●商業施設の沿道1階部分のガラス張り化 ●商業施設内外への休憩スペースの整備	R3～R3	むつまちづくり株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商業施設1階部分の壁面をガラス張り化により可視化とともに、修景整備を行う。</li> <li>●商業施設の外構部にベンチを設置する。</li> <li>●商業施設の内部に誰もが利用できる休憩スペースを整備する。</li> </ul>	
2	●誘導施設外構の広場化	R4～R11	むつまちづくり株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バスターミナルや空き家を除却して整備する誘導施設の外構の一部を、市が整備する歩行空間と一体となった広場として整備する。</li> </ul>	
3					
4					
関連する市町村実施事業					
事業番号	事業内容	実施期間	実施主体	事業の詳細	
1	●歩行空間の整備	R4～R5	むつ市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の民間施設等が立地する田名部駅通り商店街と多くの飲食店や田名部神社が立地するエリアをつなぐ歩行空間を整備する。</li> </ul>	
2					

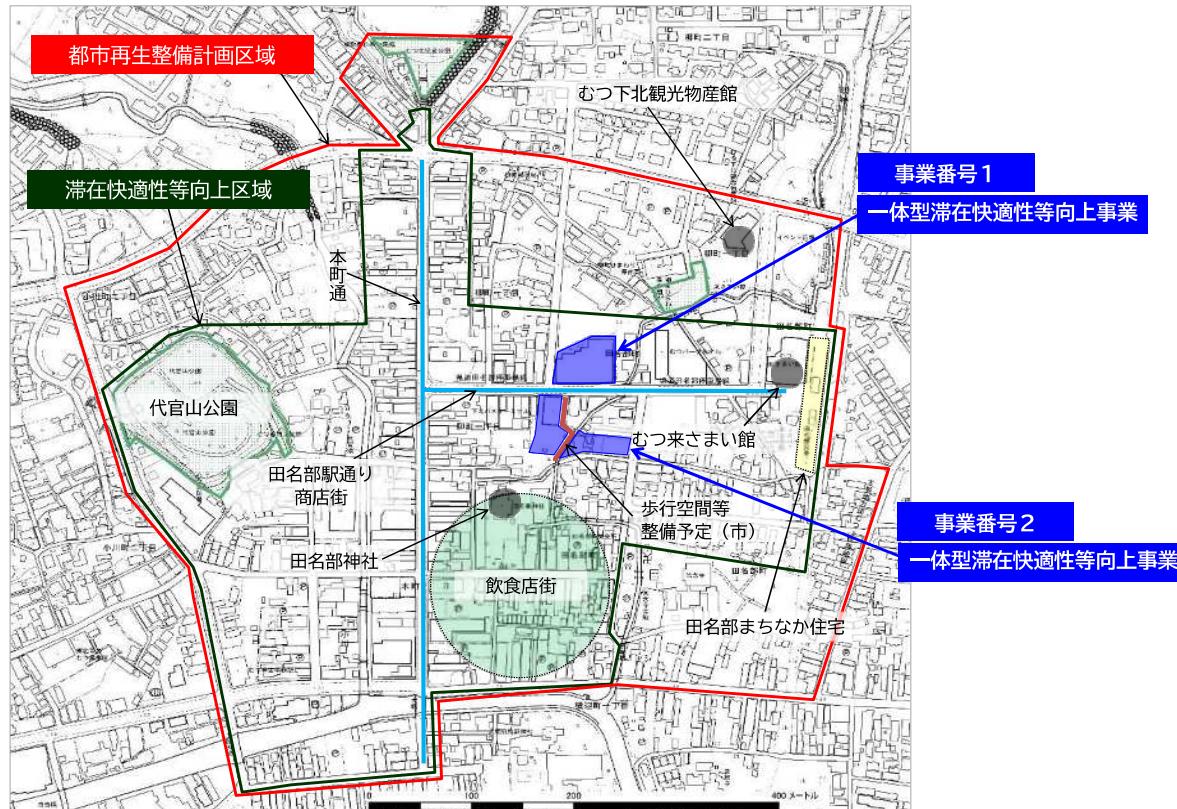
制度別詳細7-1(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

R2追記様式

事業番号1, 2

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

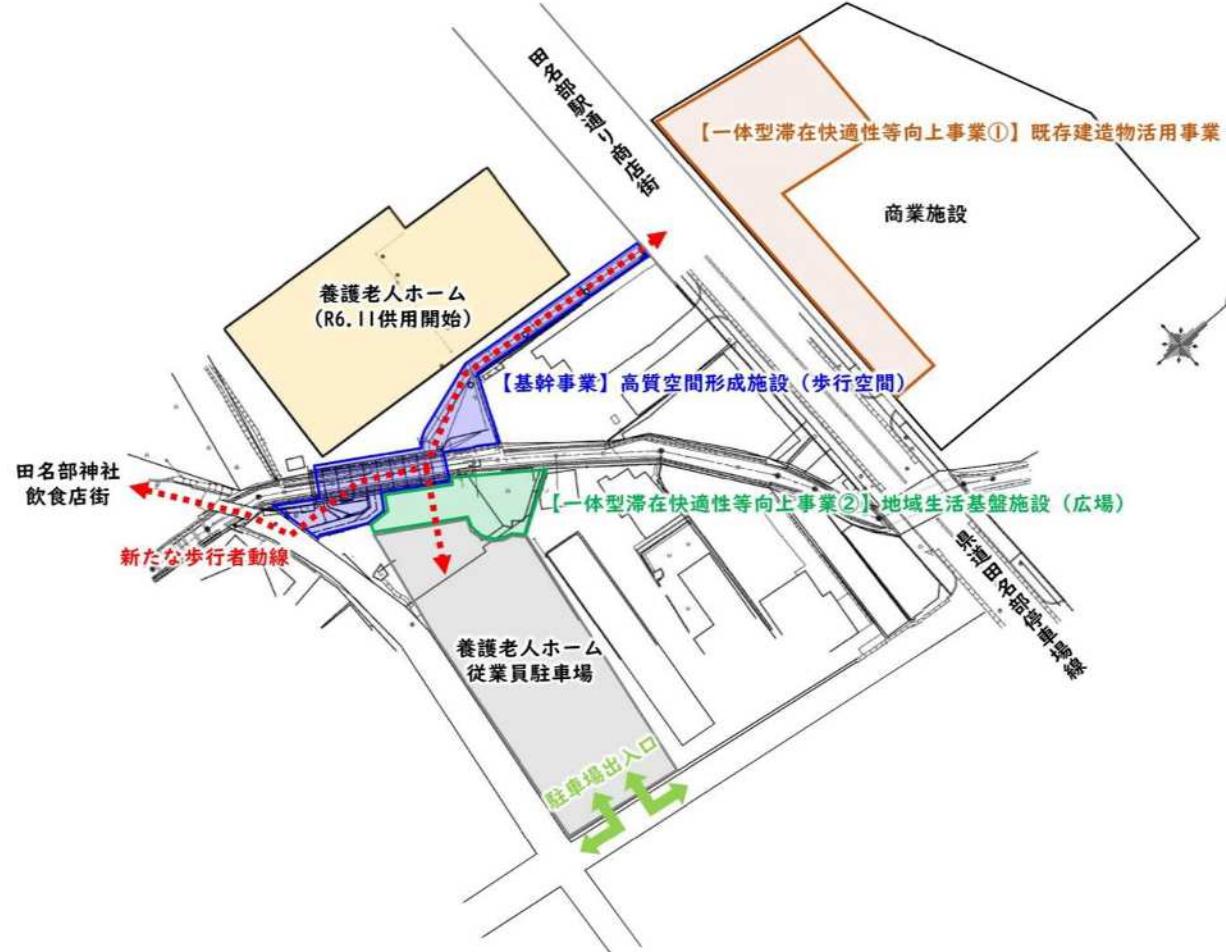


事業番号1、2

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

敷地平面図(土地・償却資産)

全体計画平面図



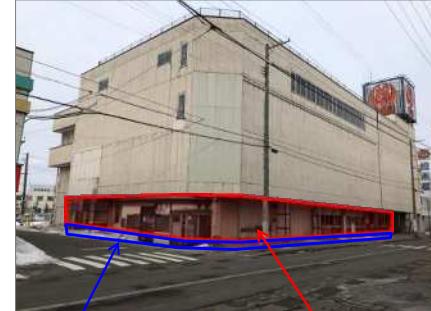
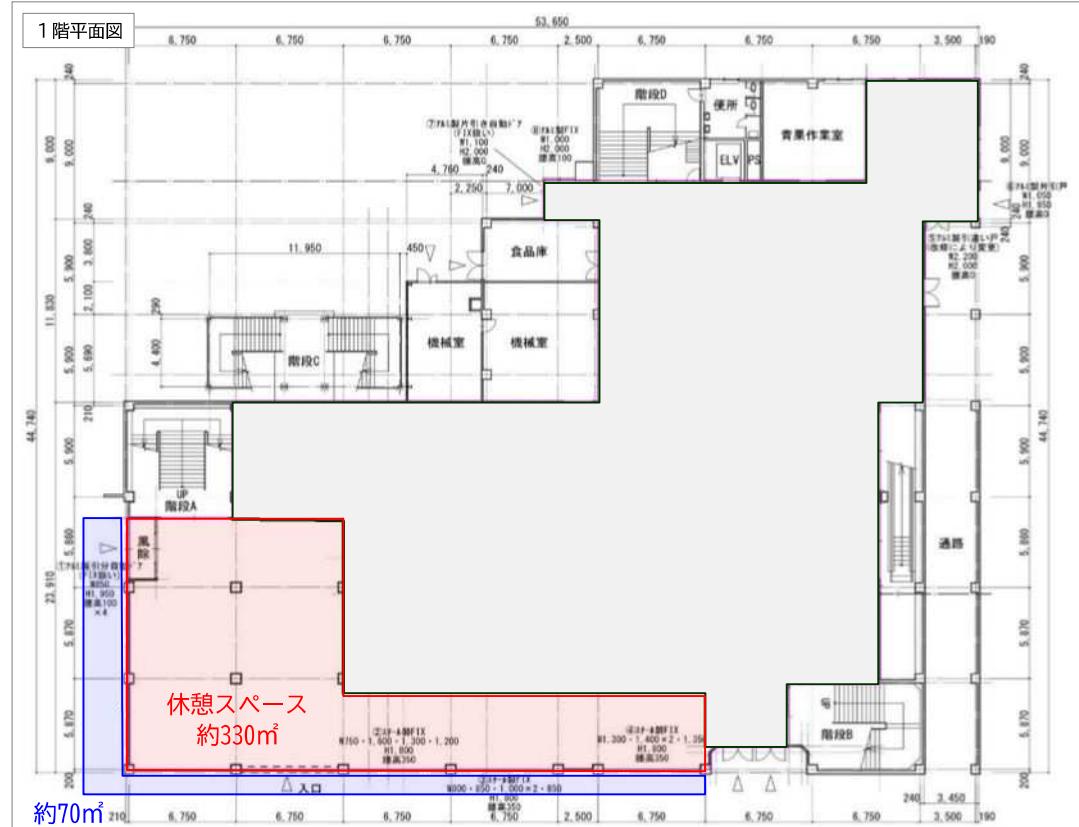
制度別詳細7-2-①(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

R2追記様式

事業番号1

## 制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

### 敷地平面図(土地・償却資産)



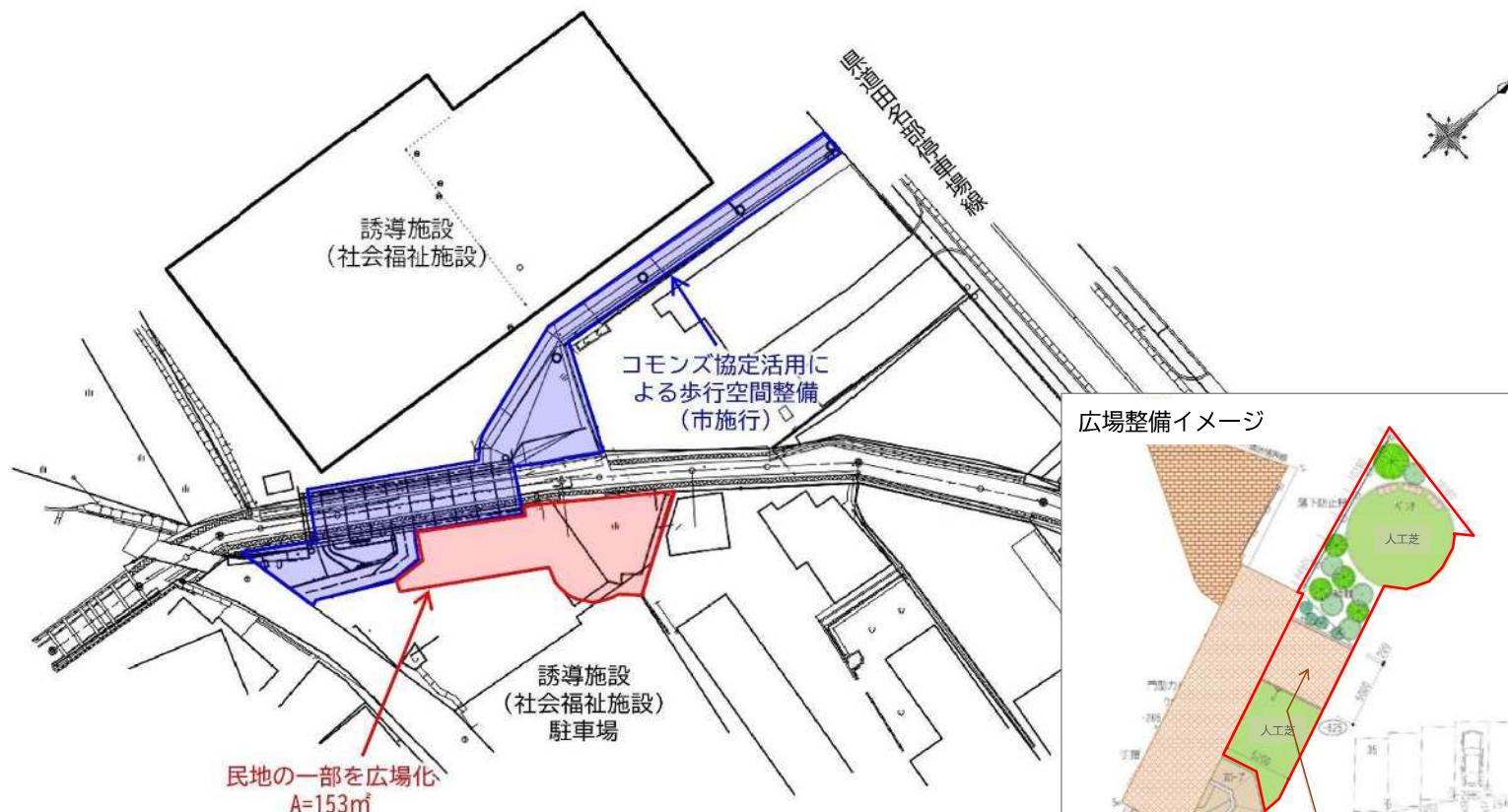
歩行空間整備  
ベンチ設置

## 1階外壁ガラス張り化 近隣施設と調和する修景整備

- 一体型滞在快適性等向上事業（建物内部）
- 一体型滞在快適性等向上事業（建物外部）
- 単独事業（商業施設改装）
- 建物未利用部分

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

敷地平面図(土地・償却資産)



# 制度別詳細7-2-③(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

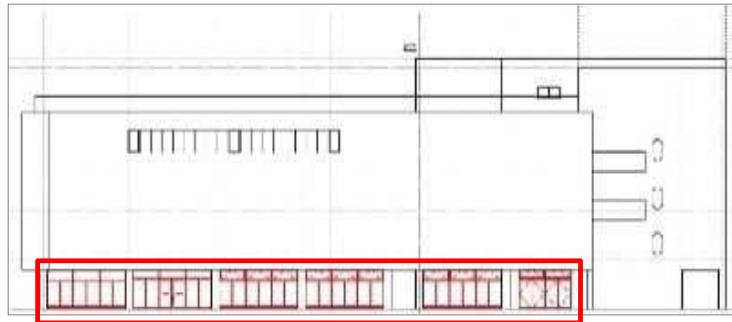
事業番号1

R2追記様式

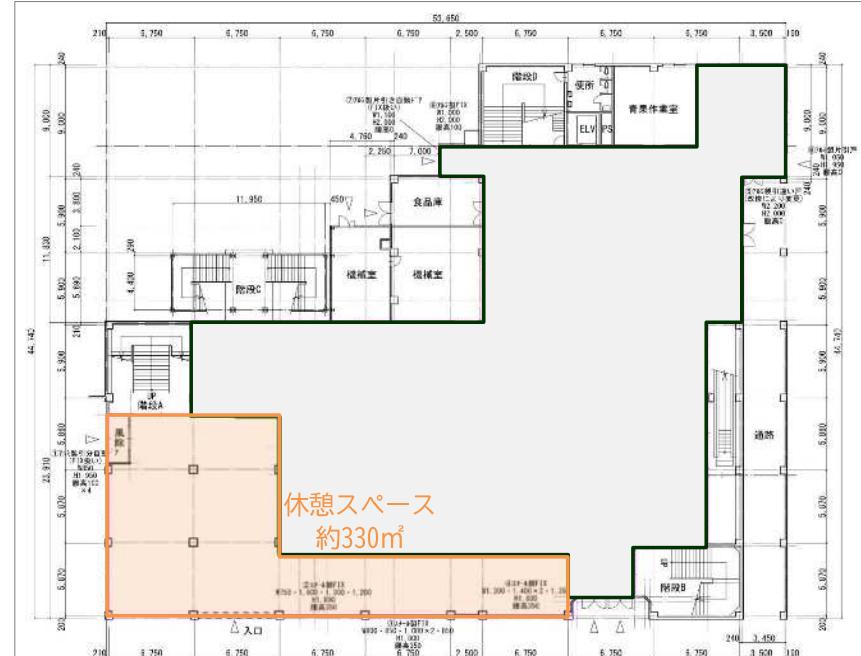
## 制度別詳細(一体型滞在快適性等向上事業)

家屋立面図・平面図

南側立面図



1階平面図



西側立面図



凡例 不特定多数の者が自由に滞在・交流できる範囲

1階部分の壁面積 (概算面積) L=73m / H=3m / A=219m<sup>2</sup>  
ガラス張りの面積 (概算面積) L=49m / H=3m / A=147m<sup>2</sup>

都市再生整備計画の区域

様式(1)-⑥

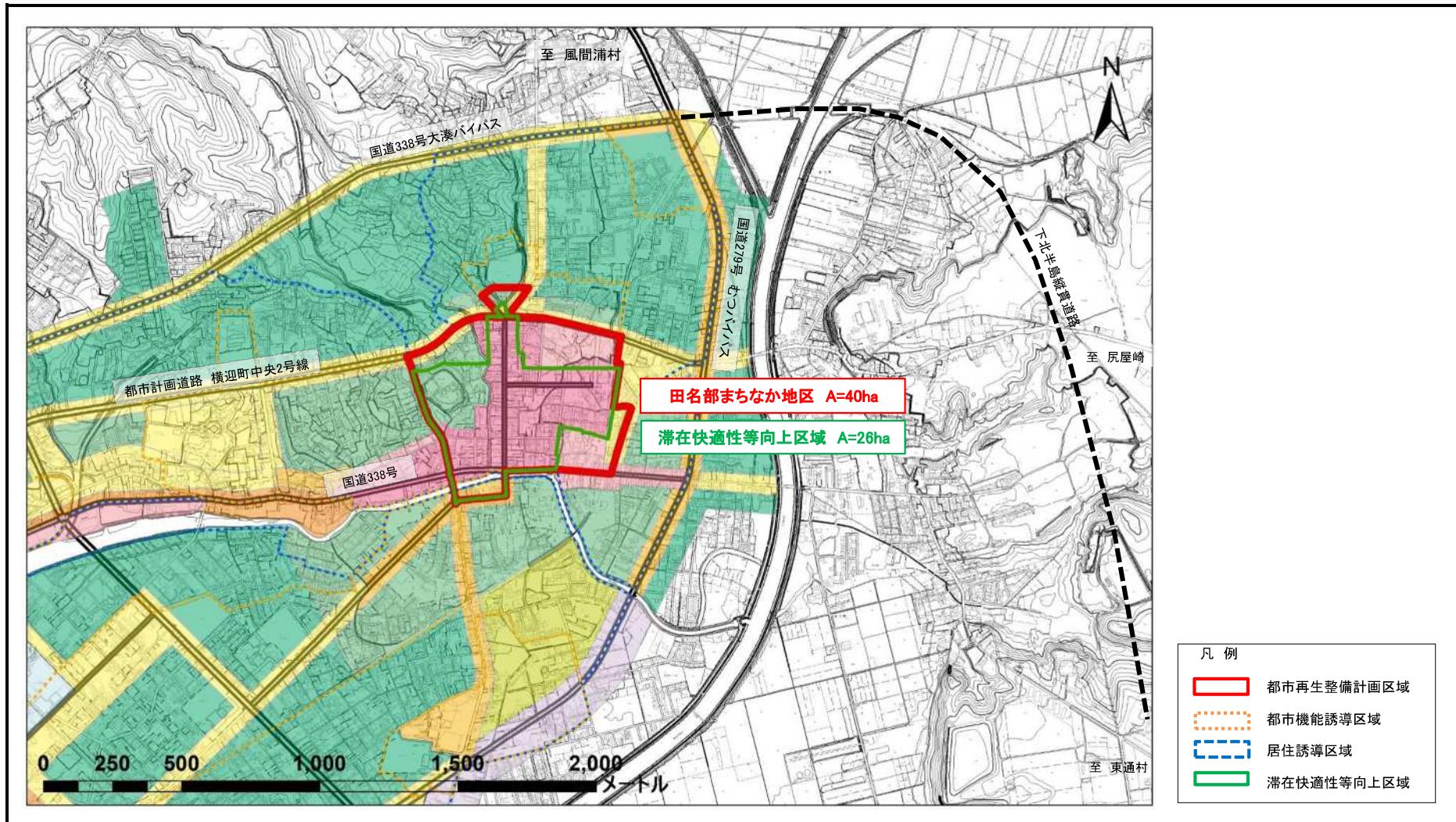
田名部まちなか地区(青森県むつ市)

面積

40(26) ha

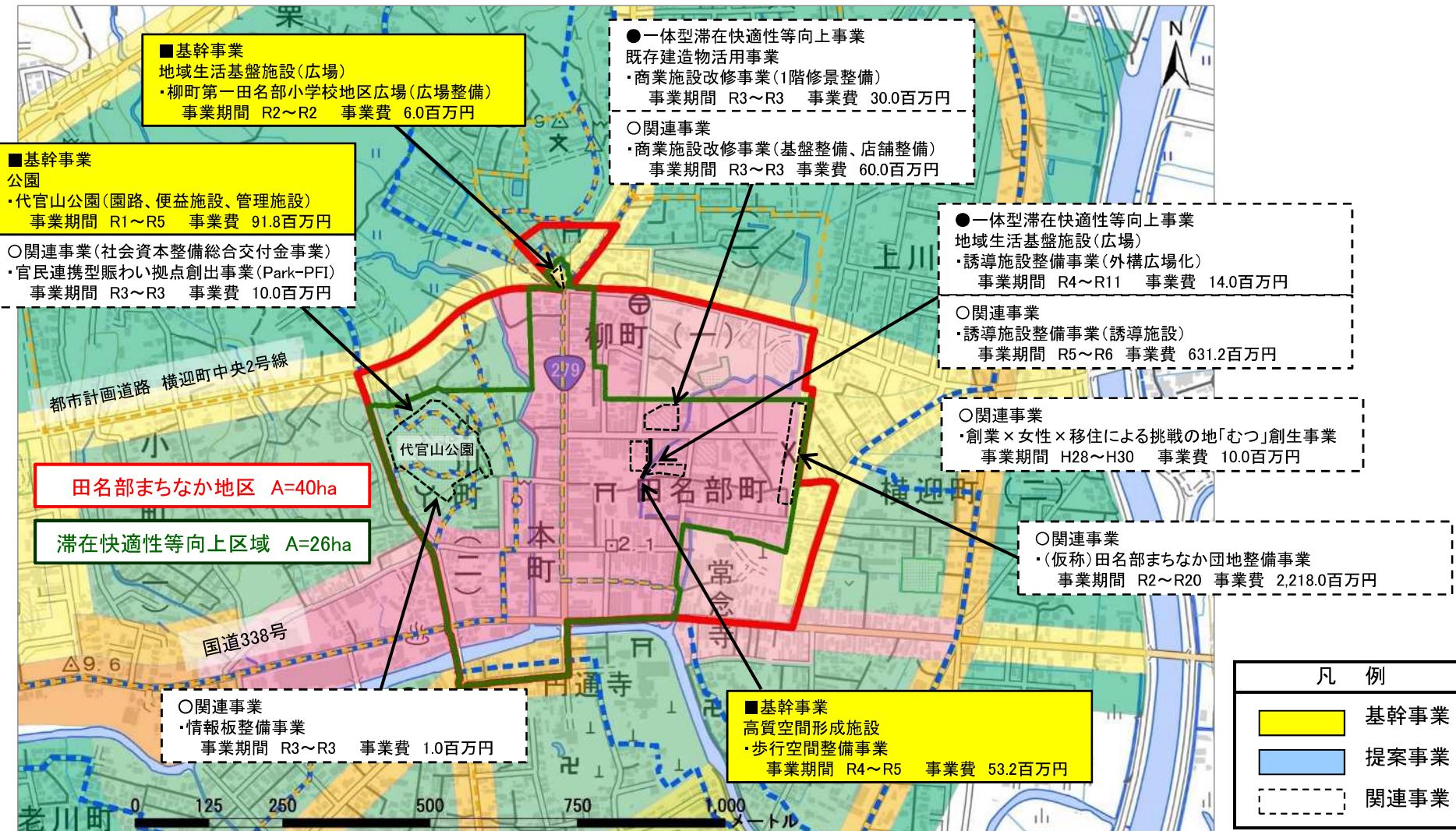
区域

田名部町、本町、柳町一丁目の全部と横迎町一丁目、横迎町二丁目、小川町二丁目、柳町二丁目、新町の各一部



## 田名部まちなか地区(青森県むつ市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	目的:人口減少下でも持続可能な街にする 目標①歩いて暮らせる環境整備を進める 目標②歴史的資源を活用した魅力あるまちづくりを進める	代表的な指標	田名部まちなか地区居住誘導区域人口密度 (人/ha)	20.9 (H29年度) → 20.9 (R6年度)
	田名部地区宅地評価額 (円/m <sup>2</sup> )		9,548 (H29年度) → 9,548 (R6年度)	



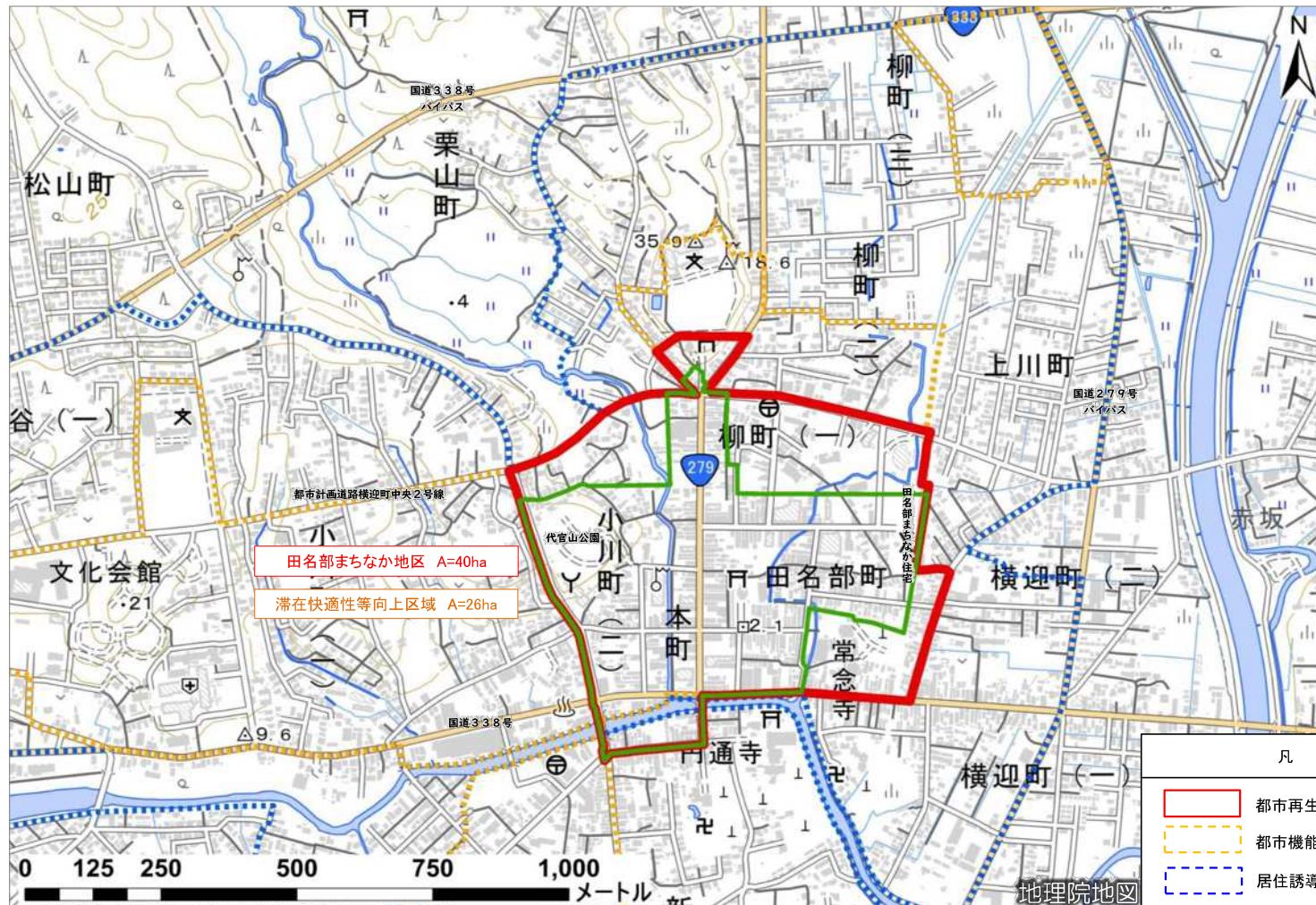
## 都市再生整備計画の添付書類等

### 交付対象事業別概要

たなぶちくあおもりし  
田名部まちなか地区（青森県むつ市）

活用する事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input checked="" type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）	
コンパクトシティ支援型	<input type="checkbox"/>
観光等地域資源活用支援型	<input type="checkbox"/>
地域生活拠点支援型	<input type="checkbox"/>
産業促進区域支援型	<input type="checkbox"/>
経過措置	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）	
防災拠点・コンパクトシティ支援型	<input type="checkbox"/>
防災拠点・郊外支援型1	<input type="checkbox"/>
防災拠点・郊外支援型2	<input type="checkbox"/>
経過措置	<input type="checkbox"/>
まちなかウォーカブル推進事業	
コンパクトシティ支援型	<input type="checkbox"/>
観光等地域資源活用支援型	<input type="checkbox"/>
地域生活拠点支援型	<input type="checkbox"/>

## 田名部まちなか地区(青森県むつ市) 現況図



## 交付限度額算定表(その1)

田名部まちなか地区（青森県むつ市） 様式(2)-③

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	74.9 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	33,856.0 百万円	X≤Yゆえ、本計画における交付限度額	74.9 百万円
-----------------------------	----------	-----------------------	--------------	--------------------	----------

### 規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au	180,000 m <sup>2</sup>
公共施設の上限整備水準	
区域面積(m <sup>2</sup> )	400,000
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	0.50
○ 最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
○ その他の地域	0.40

Ci	504,300 円/m <sup>2</sup>
単位面積あたりの標準的な用地費	
標準地点数	1
公示価格の平均値(円/m <sup>2</sup> )	29,100

単位面積あたりの標準的な補償費	
当該区域内の戸数密度(戸/m <sup>2</sup> )	0.003
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf	23,000 円/m <sup>2</sup>
控除額	

施設名(事業名)	面積(m <sup>2</sup> )	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額(活用する交付金の欄のみご記載ください。)

<都市構造再編集中支援事業>

交付限度額(X1)	74.9 百万円
-----------	----------

<都市再生整備計画事業(社会资本整備総合交付金)>

交付限度額(X2)	百万円
-----------	-----

<都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)>

交付限度額(X3)	百万円
-----------	-----

<まちなかウォーカブル推進事業>

交付限度額(X4)	百万円
-----------	-----

Ap	51584 m <sup>2</sup>
公共施設の現況整備水準	

整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定	
---------------------------	--

推定現況整備水準(小数第2位まで)	
-------------------	--

推定公共施設面積(m <sup>2</sup> )	0
---------------------------	---

○個別公共施設の積み上げ	面積(m <sup>2</sup> )	割合
--------------	---------------------	----

道路	32,788	0.08
----	--------	------

公園	18,500	0.05
----	--------	------

広場	296	0
----	-----	---

緑地	-	
----	---	--

公共施設合計	51,584	0.13
--------	--------	------

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	33,856 百万円
----------------------	------------

住宅施設	0 円
------	-----

建設予定戸数(戸)	超高層	
-----------	-----	--

一般		
合計	0	

標準整備費(円/戸)	超高層	一般
------------	-----	----

北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
---------	------------	------------

北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
---------	------------	------------

特別地区	49,120,000	35,690,000
------	------------	------------

大都市地区	37,170,000	30,180,000
-------	------------	------------

多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
--------	------------	------------

奄美地区	39,520,000	35,640,000
------	------------	------------

沖縄地区	30,280,000	30,280,000
------	------------	------------

一般地区	33,700,000	28,640,000
------	------------	------------

ΣCn	0 円
-----	-----

下水道	0 円
-----	-----

区域面積(m <sup>2</sup> )	400,000
-----------------------	---------

うち現況の供用済み区域面積(m <sup>2</sup> )	
--------------------------------	--

標準整備費(円/m <sup>2</sup> )	3,600
--------------------------	-------

地域交流センター等の公益施設(建築物)	0 円
---------------------	-----

上限床面積(m <sup>2</sup> )	9,400
------------------------	-------

標準整備費(円/m <sup>2</sup> )	409,100
--------------------------	---------

調整池	0 円
-----	-----

調整池の容積(m <sup>3</sup> )	
-------------------------	--

標準整備費(円/m <sup>3</sup> )	140,000
--------------------------	---------

河川	0 円
----	-----

河川整備延長(m)	
-----------	--

標準整備費(円/m)	3,700,000
------------	-----------

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	33,856 百万円
---------------------	------------

## 交付限度額算定表(その2)(都市構造再編集中支援事業)

様式(2)-④-1

【都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業を含む。)から都市構造再編集中支援事業へ移行する地区の場合】

※本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

### 交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

#### ○交付対象事業費

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(事業費の単位:百万円)

本都市再生整備計画において活用した事業に「○」をご選択ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 都市再生整備計画事業(通常)
<input type="checkbox"/> 都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)
<input type="checkbox"/> 都市再構築戦略事業

#### <都市再生整備計画事業(通常)の国費率、執行事業費> ※都市再生整備計画事業(通常)を活用した場合のみ記入

国費率(変更提出日の前日における交付限度額を交付対象事業費で除した値)	0.400	① (国費率)
変更提出日の前日までの執行事業費	6.000	② (事業費)

※都市再生整備計画事業(通常)から都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)に移行した場合、「変更提出日の前日」を「計画認定日の属する年度の年度末」に読み替え。

※都市再生整備計画事業(通常)から都市構造再編集中支援事業に移行した場合、「変更提出日の前日までの執行事業費」を「変更提出日の属する年度の年度末までの執行事業費」に読み替え。

#### <都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)の国費率、執行事業費> ※都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)を活用した場合のみ記入

国費率(変更提出日の前日における交付限度額を交付対象事業費で除した値)	③ (国費率)
変更提出日の前日までの執行事業費	④ (事業費)

※都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)から都市再構築戦略事業に移行した場合、「変更提出日の前日までの執行事業費」を「変更提出日の属する年度の年度末までの執行事業費」に読み替え。

#### <都市再構築戦略事業の国費率、執行事業費> ※都市再構築戦略事業を活用した場合のみ記入

国費率(変更提出日の前日における交付限度額を交付対象事業費で除した値)	⑤ (国費率)
変更提出日の前日までの執行事業費	⑥ (事業費)

#### <都市構造再編集中支援事業の国費率、執行事業費>

##### <都市機能誘導区域内>

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	151.000	⑤ (事業費)
	提案事業合計(B)		⑥ (事業費)
	合計(A+B)	151.000	(事業費)

以下の2つの条件それぞれについて、該当する場合は○を入力。

都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
提案事業2割拡充の適用	<input type="checkbox"/>

※都市機能誘導区域面積割合: 都市機能誘導区域(地域生活拠点を含む)の面積の市街化区域又は非線引き用途地域の面積に占める割合。

$(10/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D)) + (10/10 \times (E+F))$ (α1)	151.000	⑬
※都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合: $(9/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D)) + (10/10 \times (E+F))$		
$(10/9 \times (A+C+E))$ (α2)	167.778	⑭
※提案事業2割拡充を適用する場合: $(10/8 \times (A+C+E))$		
⑯ (⑬, ⑭の小さい方)	151.000	⑮

##### <都市機能誘導区域外(地域生活拠点を除く)>

交付対象事業費	基幹事業合計		⑦ (事業費)
	うち、基幹事業: こどもまんなかまちづくり事業にかかる事業費		
	基幹事業合計(C)	0.000	⑧ (事業費)
	提案事業合計(D)		(事業費)
	合計(C+D)	0.000	(事業費)

$(10/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D)) + (10/10 \times (E+F))$ (α1)	151.000	⑬
※都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合: $(9/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D)) + (10/10 \times (E+F))$		
$(10/9 \times (A+C+E))$ (α2)	167.778	⑭
※提案事業2割拡充を適用する場合: $(10/8 \times (A+C+E))$		
⑯ (⑬, ⑭の小さい方)	151.000	⑮

##### <地域生活拠点内>

交付対象事業費	基幹事業合計(E)		⑨ (事業費)
	提案事業合計(F)		⑩ (事業費)
	合計(E+F)	0.000	(事業費)

交付要綱に基づく交付限度額( $(\text{⑪} + \text{⑫}) \times 1/2$ )	75.500	⑯
都市構造再編集中支援事業における国費率	0.500	⑰ (国費率)

##### <居住誘導促進事業>

交付対象事業費	合計(a)		⑪ (事業費)
---------	-------	--	---------

交付限度額( $(\text{①} \times \text{②} + \text{③} \times \text{④} + \text{⑤} \times \text{⑥} + \text{⑦} \times \text{⑧})$ )	74.900	⑯ (国費)
--	--------	--------

変更提出日以降の執行事業費の総額	145.000	⑫ (事業費)
------------------	---------	---------

交付要綱に基づく交付限度額( $(\text{⑪} + \text{⑫}) \times 1/2$ )	74.9	⑯ (国費)
---	------	--------

#### ○交付限度額、国費率

総交付対象事業費(②+④+⑥+⑫)	151.0	(事業費)
-------------------	-------	-------

交付要綱に基づく交付限度額( $(\text{⑪} + \text{⑫}) \times 1/2$ )	74.9	(国費)
---	------	------

国費率	0.496	(国費率)
-----	-------	-------

## 年次計画(都市構造再編集中支援事業)

様式(2)~⑤~1

(事業費:百万円)

基幹事業		事業節所名	事業主体	交付対象 事業費	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業	細項目								
道路									
公園	代官山公園	むつ市	むつ市	91.8	6.0	28.0	36.0	21.8	
古都保存・緑地保全等事業									
河川									
下水道									
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設	柳町第一田名部小学校地区広場	むつ市	むつ市	6.0	6.0				
高質空間形成施設	歩行空間	むつ市	むつ市	53.2			29.0	24.2	
高次都市施設	地域交流センター 観光交流センター テラワーク拠点施設 賑わい交流創出施設 子育て世代活動支援センター 複合交通センター								
誘導施設	医療施設 社会福祉施設 教育文化施設 子育て支援施設 元地の管理の適正化								
基幹的誘導施設									
既存建造物活用事業									
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
住宅街区整備事業									
パリアフー環境整備促進事業									
優良建築物等整備事業									
住宅市街地総合整備事業									
街並み環境整備事業									
住宅地区改良事業等									
都心共同住宅供給事業									
公営住宅等整備									
都市再生住宅等整備									
防災街区整備事業									
エリア価値向上整備事業									
こどもまんなかまちづくり事業									
計				151.0	6.0	34.0	36.0	29.0	46.0

提案事業		事業節所名	事業主体	交付対象 事業費	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業	細項目								
地域創造支援事業									
事業活用調査									
まちづくり活動推進事業									
計				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

居住誘導促進事業		事業節所名	事業主体	交付対象 事業費	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業	細項目								
居住誘導促進事業									
計				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計				151.0	6.0	34.0	36.0	29.0	46.0
累計進捗率 (%)				4.0%	26.5%	50.3%	69.5%	100.0%	

(参考)一体型滞在快適性向上事業		事業節所名	事業主体	交付対象 事業費	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業	細項目								
既存建造物活用事業(商業施設1階オープン化)	柳町一丁目地内	都市再生推進法人	30.0			30.0			
地域生活基盤施設(誘導施設外構広場化)	田名部町地内	都市再生推進法人	14.0				3.0	1.0	
合計			44.0	0.0	0.0	30.0	3.0	1.0	
累計進捗率 (%)			0.0%	0.0%	68.2%	75.0%	77.3%		

(参考)開闢事業		事業節所名	事業主体	全体 事業費	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業	細項目								
創業×女性×移住による挑戦の地「むつ」創生事業	田名部まちなか地区	むつ市、民間	10.0						
情報板整備事業	代官山公園	むつ市	1.0			1.0			
商業施設改修事業(基盤整備)	柳町一丁目地内	都市再生推進法人	20.0			20.0			
商業施設改修事業(店舗整備)	柳町一丁目地内	民間事業者	40.0			40.0			
誘導施設整備事業(誘導施設)	柳町一丁目地内	社会福祉法人	631.2				252.4		
官民連携型賑わい拠点創出事業(Park-PFI)	代官山公園	むつ市	10.0			10.0			
(仮称)田名部まちなか町地整備事業(PFI)	田名部まちなか地区	むつ市	2,218.0		47.0	971.0	875.0		
合計			2,930.2	0.0	0.0	118.0	971.0	1,127.4	
累計進捗率 (%)			0.0%	0.0%	4.0%	37.2%	79.6%		

## 公園(都市公園補助事業採択要件外)

単位:百万円

公園等名(*1)	種別等(*2)	面積(m <sup>2</sup> )	事業主体(*3)	施設概要 (施設名、整備内容等) (*4)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
						設計費	用地費・補償費	施設整備費	
代官山公園	近隣公園	17,000	むつ市	園路、便益施設(便所改良)、管理施設(電気、上下水道、照明施設、柵)等	91.8	6.0		85.8	
合計	—	—	—	—	91.8	6.0		85.8	—

\*1 公園等名ごとに1行ずつ記入。足りない場合は、適宜行を追加すること。

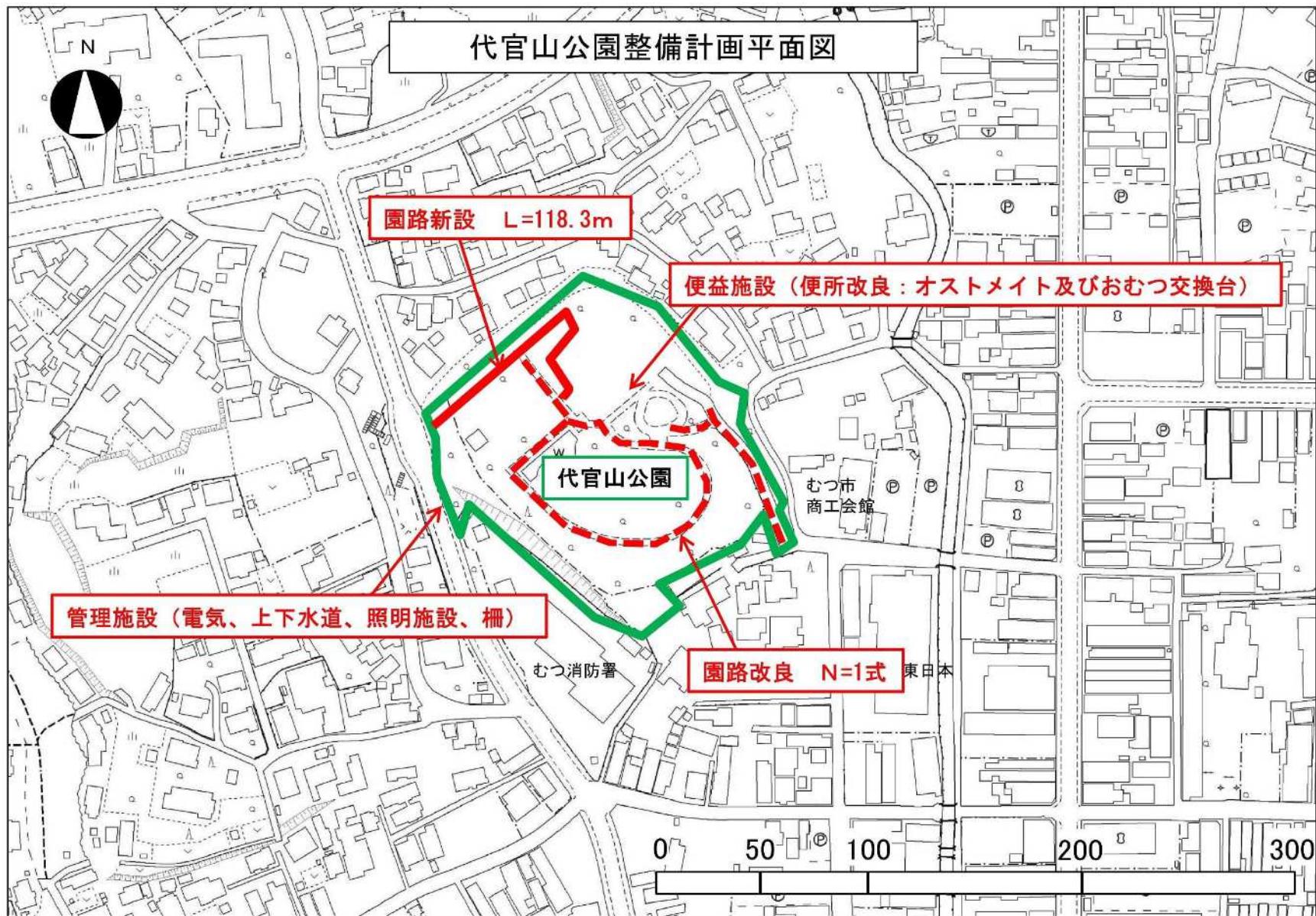
\*2 「種別等」欄には、都市公園の種別である「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」、「特定地区公園」、「総合公園」、「運動公園」、「動植物公園」、「歴史公園」、「広域公園」、「レクリエーション都市」、「風致公園」、「墓園」、「緩衝緑地」、「都市緑地」、「緑道」のいづれかを記入。

都市公園でない場合は「無」を記入し、「施設概要」欄に制度上の位置付け(条例設置公園等)を簡潔に記載。

\*3 「事業主体」欄には、事業の施行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の施行者を記入。)

\*4 「施設概要」欄には整備する主な施設名(園路、植栽、あずまや、体験学習施設等)や整備内容を簡潔に記載。

\*5 青色で着色してあるセルは自動計算されるので入力しないこと。



## 地域生活基盤施設

単位:百万円

交付対象施設	施設名 (路線名等)	事業主体	規模 (面積、幅員、 延長等)	概要 (整備内容等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
						設計費	用地費・補 償費	施設整備費 うち購入費	
緑地								—	
広場	柳町第一田名部 小学校地区広場	むつ市	A=775m <sup>2</sup>	広場、まどベンチ	6			6	—
駐車場									
自転車駐車場									
荷物共同集配施設									
公開空地								—	
情報板								—	
地域防災施設	施設種別:								
人工地盤等									
分散型エネルギー・システム								—	
公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等									
合計	—	—	—		6			6	

- ・施設名ごとに1行ずつ記入。足りない場合は、適宜行を追加すること。
- ・「事業主体」欄には、事業の実行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の実行者を記入。)
- ・「駐車場」、「自転車駐車場」については、「概要」欄に、形式(立体○層、タワー・パーキング、地下駐輪場等)、面積及び駐車台数を記入。
- ・駐車場については、「備考」欄に駐車場全体の整備に要する費用を記入。
- ・自転車駐車場については、「備考」欄に都市計画決定の有無、自転車駐車施設整備計画における位置づけの有無、自転車駐車場に関する附置義務条例等における位置づけの有無を記入すること。
- ・駐車場には、共同駐車場、荷捌き駐車場、駐車場出入口付替等を含む。
- ・地域防災施設の「施設名」欄には、耐水性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の施設の種別を記入。また、備考欄に採択時の要件「①地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地区に隣接している、②鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含む、③木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み又は隣接している」のいずれかを記入。
- ・共同駐車場については、別の所定のシートに記載すること。
- ・分散型エネルギー・システムを活用する場合は、備考欄にどの要件を満たしているかがわかるようにきさいすること



## 高質空間形成施設

単位:百万円

交付対象施設	施設名 (路線名等)	事業主体	規模 (箇所数、延長等)	概要 (整備内容等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
						設計費	用地費・補 償費	施設整備費	
緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、給電・給排水施設、土壟、堀跡等)	歩行空間	むつ市	L=72m	インターロッキングブロック舗装、スロープ、階段、照明施設、フェンス等	53.2	4.0		49.2	立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)の締結により、市有地と民有地を活用
電線類地下埋設施設									
電柱電線類移設									
地域冷暖房施設								—	—
歩行支援施設、障害者誘導施設等									
公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設									
合計	—	—	—						

・「事業主体」欄には、事業の実行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の実行者を記入。)

・「電線類地下埋設施設」は、備考欄に地中化の方式(自治体管路等)を記入。

・「緑化施設等」及び「電線類地下埋設」について、道路区域内で整備する場合は、備考欄に道路の都市計画決定の有無、道路の改築を伴うか否かを記入。

・「緑化施設等」について、施設名欄、概要欄に整備内容を具体的に記入。

・「電柱電線類移設」を実施する場合には、歴史的風致維持向上計画の当該事業が記載されている箇所及び都市再生整備計画の区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であることがわかる図面を添付してください。

・「緑化施設等」の土壟・堀跡について、次の3点がわかる内容の記入や資料の添付してください。

①文化財保護法第109条第1項の規定に基づく指定を受けた史跡でないこと。

②歴史まちづくり法第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画に位置付けられていること

③都市再生整備計画の区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね2/3以上であること

